

令和3年4月7日

保護者 様

総社市立昭和中学校
校長 東 長 典

異常気象時の登下校等について

このことについて、次のとおり対応しますので、よろしくお願い申し上げます。
関連して、下欄の8点についてもご留意くださるようお願いいたします。

記

午前7時現在、総社市に、次のうち一つでも警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

- ① 暴風警報 ② 大雨警報 ③ 洪水警報 ④ 大雪警報
⑤ 暴風雨（雪）警報 ⑥ 特別警報

休業になった場合は、安全確保のため自宅待機です。次の日の連絡等を学級連絡網で回します。

- 1 午前6時の時点で警報又は特別警報が出ていたが、午前7時までに解除になって登校した場合、給食は中止されるため、授業は午前中のみで下校します。なお、午前6時の時点で警報又は特別警報が出ていなければ、給食は作り始めているので、休業になっても給食費の負担は発生します。
- 2 午前7時の時点でいずれの警報又は特別警報も発令されていない場合、気を付けて登校させてください。ただし、地域の事情により危険と判断される場合は自宅待機し、その旨を学校へご連絡ください。市外在住の生徒は、午前7時に総社市に警報が出ていなくても、自宅のある市町村に午前7時に警報又は特別警報が一つでも出ていれば自宅待機し、その旨を学校へご連絡ください。「欠席」とはせず、「出席を要しない日」とします。
- 3 午前7時を過ぎた後の登校時間に警報又は特別警報が発令された場合、中学校区でその対応を協議・決定し連絡します。
- 4 登校後に警報又は特別警報が発令された場合は、学校待機を原則としますが、状況の変化によっては、下校の措置を取ることがあります。気象状況が危ぶまれる場合は、あらかじめ「家の鍵の保管場所」など、お子さまとよく話し合っておいてください。この場合、給食を取ってから下校するか、取らずに下校するか、状況によって学校として判断しますが、給食を取らずに下校する場合であっても、給食費の負担は発生します。
- 5 4の場合、特に自動車送迎の方は、お子さまとの連絡が取れるよう話し合っておいてください。
- 6 異常気象時は、テレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。学校の電話回線は限られていますので、電話による学校へのお問い合わせは、できるだけご遠慮くださるようお願いします。
- 7 前日までに、台風接近等により教育委員会の指示で給食が中止された場合は、結果的に休業にならなかった場合であっても、給食の実施はなく、費用の負担もありません。
- 8 別紙にてご案内しております「総社市子ども安全・安心メール配信システム」にご登録いただけた方には、電子メールにて異常気象時の登下校に関する情報をお知らせいたします。